

人吉市農業委員会定例総会
(第6回)

令和5年6月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年6月26日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 30 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 31 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 32 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 33 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4
年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業
委員会の意見決定について
日程第 5 議第 34 号 令和5年度農地利用集積等促進計画案について
日程第 6 議第 35 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	簗田秀彦
同	18番	渕上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員	1番	山本一精
議事録署名推進委員	25番	原口政廣

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和5年第6回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に1番委員、25番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第30号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第30号 朗読

○（議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

○（4番委員）おはようございます。3条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用内と

なっております。面積は3筆合計の2, 838㎡です。権利種別は3条の無償移転、贈与となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。受入世帯の稼働人数が1人となっておりますが、現在、繁殖牛30頭、子牛20頭、合計50頭を飼育されておられます。地元でもリーダー的な存在であり、とても頑張っておられる方でございます。申請地につきましては、少し荒れておりまして、竹も生えてきております。今から手を入れて最終的には牧草地として利用したいということでございます。備考欄をご覧ください。農業用倉庫と記載がありますが、一部この農地の中に入っております。農振地でもありますので、農振審議会の方へ用途区分変更届を出していただき、その後に4条の申請を出していただくようお願いしてまいりました。3条の調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番には該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。議第30号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は788㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人は新規就農者として申請が出ております。位置図をご覧ください。ご実家の隣の畑でございます。畑には現在、栗と柿が植栽されておりまして、年数も10年以上経っているということでございます。譲受人は新規就農でございますが、農機具も揃えてありました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番に該当しないと判断しました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第35号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は1筆で243㎡です。権利種別は有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は農業経営の開始となっております。申請地は別紙位置図の3ページのとおりです。この申請につきまして、数点補足説明をいたします。譲受人は農業経営の開始となっておりますが、正確にはもともと人吉市の出身の方でして、今回、Uターンをしてくるということで、Uターンして戻るための宅地を購入されたということでございます。また、宅地に隣接をして申請地が付いているということです。申請地取得後は家庭菜園として農業を開始されるということでした。新規就農者ですが、農業の意欲のある方で不動産仲介業者を通じて農業の方にしっかりと取り組んでいただくように私のほうからも話はしております。本人さんも出来るだけ頑張りたいというところで聞いております。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

日程第2・議第31号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長） 日程第 2・議第 3 1 号 朗読

○（議長） 1 番につきましては、申請人が 4 番委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、一時退席されますようお願いします。

（ 4 番委員 退席 ）

○（議長） 1 番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 職務代理者と議長を交代する ）

○（職務代理者） それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。1 番について 1 0 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 0 番委員） おはようございます。議第 3 1 号、農地法第 4 条の許可申請に対する調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用地内で面積は 9 6 3 m²のうち 4 4 1. 1 7 m²でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は、前に息子さんが被災されて個人住宅を建てられるということで、申請人が使っていた農業用施設の土地を選択されましたので、現在、農業用施設が無いという状況でございますので、今回、農業用施設として申請されました。事業計画に関しましては、自宅前から市道を挟んで隣の農地であり、利便性が高く農業機械の台数も増え、対応出来なくなったためということでございました。事業計画の面積は 4 4 1. 1 7 m²でございます。施設の概要につきましては、建物が 1 5 0 m²、物置が 5 0 m²、駐車場が 2 4 1. 1 7 m²となっております。給排水計画につきましては、関係ありません。雨水については、自然浸透で対応するということです。被害防除計画に関しましては、ブロックを設置して造成をして盛土をするため、流出は考えられないということでございました。近隣の農地につきましては、3 m 程離して建設をすることで耕作への影響はないということでした。実質審査表をご覧ください。立地条件、農地の区分としまして第 1 種農地で、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である。農地の区分と転用目的は、申請地は第 1 種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということでございます。一般基準といたしまして、1 番、3 番、6 番、8 番、1 0 番は適当と判断しました。また、1 0 番に関しましては、令和 5 年 5 月 2 3 日の人吉市農業振興地域整備促進等審議会にて農業用施設用地として用途区分変更済でございますので、問題ないと判断いたしました。総合判断として、立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議の方

よろしくお願いします。

- （職務代理者）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。

（ 事務局職員に4 番委員を呼びに行く旨を指示、4 番委員着席 ）

- （職務代理者）ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する。 ）

- （議長）日程第3・議第32号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第32号 朗読

- （議長）1 番について6 番委員の調査報告をお願いします。

- （6 番委員）議第32号、農地法第5条の許可申請に対する1 番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1 筆で298 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙位置図5 ページのとおりです。農地は耕作されておらず、年に数回、草払いをしてあるような農地でした。今回、水害の関係もありまして、こういった浸水しないような場所の需要があるだろうということと、実際、譲渡人もなかなか耕作するのも難しいというところがありまして、今回の申請となっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は1 番、3 番、6 番、7 番、8 番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一

般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。
2 番について9 番委員の調査報告をお願いします。

- （9 番委員）おはようございます。議第3 2 号、農地法第5 条の許可申請に対する2 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、2 筆合計の1, 4 7 7 m²で農振区分は農用外です。権利種別は所有権移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の建設であります。農地の区分は第2 種農地で都市計画用途指定区域外であります。この申請地は真砂土地でありまして、隣接地には住宅地が点在しております。周辺は全て非農地になっておりまして、このまま放っておきますと、荒廃してしまう場所でございます。着工と完了は記載のとおりでございます。申請地は別紙の位置図6 ページのとおりです。事業計画書等によりますと、土地の選定理由は譲受人が太陽光事業用地を探していたところ、譲渡人の売却の意思があり、周囲に建物も少なく太陽光事業用地として適していたため選定したということであります。また、事業の目的及び必要性については、今後のエネルギー電源として再生可能エネルギーは必要不可欠なため目的といたしました。給排水計画についてですが、給水はありません。雨水は地下浸透及び沈砂池を設けるということであります。生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除方策については沈砂池を設けて土砂流失等が無いように対応します。何かトラブルがあった際には双方で解決いたしますということでありました。完成後については特に影響はありませんということで記載してあります。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的ですが、申請地は第2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第4・議第33号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第33号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が6番は17番委員、7番は2番委員、8番は7番委員の親族、中-3は23番委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和5年6月13日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が56,856㎡、「畑」が15,318㎡、合計の72,174㎡あがってきております。一番下の所有権移転は田も畑も今回はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりでございます。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が

4件、再設定が5件、合計の9件あがってきております。2番については、使用貸借となっておりますが、1つの申請書の中に新規と再設定が混在しておりましたので、分けて表記しております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に3ページをご覧ください。農地中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。今回、「田」が35,097㎡、「畑」が6,378㎡、計の41,475㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。9時58分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決します。

6番から8番までと中－3を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の6番から8番までと中－3について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第 5 ・ 議第 3 4 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長） 日程第 5 ・ 議第 3 4 号 朗読

○（議長） 利用権設定の「利用権設定を受ける者」が 1 番は 5 番委員の親族となっております。

農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井） お手元の資料をご覧ください。令和 5 年 6 月 1 2 日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

次のページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。利用権の転貸の「田」が 1 6, 5 7 4 m²、「畑」が 0 m²、合計で 1 6, 5 7 4 m²あがってきております。右側の本年累計につきましては、記載のとおりでございます。促進計画の権利設定等を受ける者が耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められる。要するに全部効率要件があるかどうか。2 番が権利設定等を受ける者が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるか。要するに常時従事要件になります。この二点について農業委員会に意見を求められておりますので、審査をお願いします。

○（議長） ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

○（9 番委員） 書類の中に右側の権利の種類の下に直接と書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。書いてあるものと書いてないものがあります。例えば、通常は契約をしたあとは口座引き落としになると思います。これは本人が直接支払うということでしょうか。

○（事務局 坂井） 中間管理機構の場合は必ず農業公社をとおしての支払いになります。

物納の場合は直接支払われるかと私は思っております。担当の農業振興課へ確認をします。

○（議長） 5 番委員、これは物納でしょうか。

○（5 番委員） 物納です。

○（議長） 物納なので、直接という表現になっているのだと思います。
ほかに質疑はありませんか。

○（5 番委員） 例えば、4 番の賃料が 1, 7 2 2 m²の農地ですが、1 0 a 当たり 8, 1 3 0 円となっております。これが大体 1 0 a 当たり現物で 3 0 k g の 2 俵から 3 俵の支払いになります。これをお金に換算したときに昨年の相場で大体 6, 0 0 0 円くらいの米相場になります。田に 3 俵としたときに 1 8, 0 0 0 円になりますが、この差額については転貸の書類があれば、税務上、この金額とするのか、実際の物納の金額とするのか、そういう問題が出てくるのではないのでしょうか。

○（事務局長） たぶん税務のときには物納でしていれば、税務課が持っている情報でその時の 1 俵当たりの換算をするので、物納の場合はそっちでいくのだと思います。

○（5 番委員） 税務署がどのように判断するのかによると思うのですが。これは公的書類になります。

○（事務局長） これで契約をしていますと言えましょうか。

○（5 番委員） 契約書には書いていないと思います。ただ、物納で玄米 3 0 k g の 3 袋の契約になっています。

○（議長） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を 5 分間ほどとります。1 0 時 1 0 分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。先ほどの9番委員の質疑について事務局から説明をお願いします。

○（事務局 坂井）先ほどの質問についてお答えいたします。転貸関係の右下に直接と書いてあるのはどういう意味なのかというご質問でしたが、今、農業公社に確認したところ、先ほど言いましたように物納のことだそうです。以前は物納という書き方をされていましたが、書き方を改めてから直接払いという書き方をしたので誤解を招いたということでした。直接と書いてある場合には物納だそうです。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○（5番委員）先ほどの話に関連しますが、10a当たりの物納の時の賃料の基準はどうなっているのでしょうか。

○（事務局 坂井）基準については、はっきりと申し上げますと農地の出し手と受け手で決めていらっしゃるので、基準はないかと思います。

○（5番委員）物納でやっているのですから玄米30kgを3俵となった時に、その3俵分がこの11,000円ということでしょうか。

○（事務局 坂井）そういうことになるかと思います。そのように換算されると思います。

○（5番委員）そうなるのかなり評価は安くなっています。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1番を除く貸借設定について、原案説明のとり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の1番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第35号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○(事務局係長) 日程第6・議第35号 朗読

○(議長) 1番について14番委員の調査報告をお願いします。

○(14番委員) おはようございます。議第35号、非農地証明願の1番について調査報告をいたします。総会議案書の6ページをご覧ください。この案件については令和5年6月12日に私と宮崎会長と事務局職員で現地調査を行いました。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、土地の所有者は記載のとおりです。面積は24㎡です。申請地は西瀬小学校の東側、永野橋から永野川の護岸上流から20m進んだ所にある農地であります。ここは令和2年7月豪雨災害で被災した農地であります。一部、果樹が植えてありましたが、被災農地でかつ雑木も茂っており、面積も24㎡と狭小であることから非農地と判断した土地です。つきましては、協議をした結果、非農地証明書の交付については、適当と判断いたしました。以上です。ご審議の方よろしく願います。

○(議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和5年度第6回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時15分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員